対象火気器具等を使用する露店等の届出について

那覇市消防局

那覇市火災予防条例に基づく対象火気器具等を使用する露店等に係る運用を別紙のとおりとりまとめましたので、届出等の際の参考としてください。

【別紙 1】
〇対象火気器具等について
〇祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しについて
【別紙 2】
〇対象火気器具等を使用し露店の関係者が実施すること
〇催しの主催者が実施すること
〇消火器の種類
〇消火器の設置数
【別紙 3】
〇露店開設の届出について
〇屋内で対象火気器具等を使用する催しの届出について
〇指定催しについて
〇指定催しの主催者が実施すること
【参考資料】
〇露店等出店に伴う安全チェック

【別紙1】

≪対象火気器具等の例として、以下の物が対象となります≫

・五徳などを使用したガス器具　・ガスグリル　・たこ焼き器　・ポップコーン機
・焼き鳥器　・七輪　・発電機　・ストーブ　・わたあめ機
※液体燃料・固体燃料・気体燃料・電気を熱源とする器具・火消しつぼを使用するすべての器具が該当します。
※露店等の開設はないが、対象火気器具等を使用する催しの場合、開設届出は不要ですが消火器の設置は必要です。（火災予防条例第 18 条 9 号の 2）
なお、本条例の対象外として示す催しについても対象火気器具等を使用する事で火災危険は存在する事から、消火の準備（消火器・水バケツなど）は指導する様にお願いします。

≪祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しとは？≫

屋内又は屋外において、対象火気器具等を使用し露店等の開設があり一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、例示されている祭礼、縁日、花火大会のように一定の社会的広がりを有するものを指します。なお、対象となる催し、対象外となる催しは例をご確認下さい。

・対象となる催しの例
☛自治会が開催する夏祭り
☛SNSにより告知されるイベント
☛ちらし、ポスターなどにより告知される祭り
☛TV、新聞で告知される祭り
☛学園祭
・対象外となる催しの例
☛近親者によるバーベキュー
☛父母会が開催する会合など
☛学園際でも学校に在籍している生徒、職員以外が立入らないお互いに面識がある者が集まる催し

【別紙 2】

≪対象火気器具等を使用し露店の関係者が実施すること≫

・消火器の準備・使用方法の熟知
・露店等の開設届出書の消防署に提出する
・対象火気器具等が防火上、安全に使用できる状態にあるか確認する
・露店内、周囲が防火上安全であるか確認する

≪催しの主催者が実施すること≫

・出店に際して、露店主に消火器の準備、防火上の注意点を事前説明する
・個々の露店主に対し、消火器の設置指導（確認）の実施する
・必要に応じて、露店等の開設届出書を取りまとめて消防署に提出する
・露店が防火上、安全に使用できるか把握し不完全であれば改善指導する

≪消火器の種類≫

対象火気器具等を使用し露店開設がある場合、また対象器具等を使用するが露店等の開設がない場合のいずれも「ABC粉末消火器」を設置すること。また、能力単位について指導する場合には、対象器具等の容量・燃料種別・周囲の可燃物の実態を踏まえ必要な能力単位を判断すること。なお、住宅用・エアゾール式・簡易消火用具は設置不適とします。

準備する消火器については、消防法第 17 条の 3 の 3 に規定する点検義務はないが、腐食・破損が見られる消火器を準備している場合は適切な消火器に改めるよう指導を行って下さい。

≪消火器の設置数≫

・屋外においては原則、対象火気器具等を使用する露店ごとに準備させて下さい。
・ 一つのテント内に複数の対象火気使用器具等があり、使用者が異なる場合であっても複数の使用者が協力して**※有効に初期消火活動を行える**場合は、共同で設置できる。
・屋内で開催される催しに際して、建物内に設置されている消火器で有効に初期消火が行える場合は、消火器の準備がなされているものとして扱います。

【別紙 3】

≪露店開設の届出について≫

露店等の開設届出は、個々の露店主がそれぞれ消防署に届出を行うとになっています。しかし、防火安全対策は、個々の露店等のほかに、催し全体の安全対策が重要です。このため、一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、可能な限り、催しの主催者、催しを開催する施設の管理者、露店等の開設を統括する者のいずれかが一括して届出を行うように導をお願いします。

なお、セルラースタジアム・武道館の周囲で露店開設がある催しについては、施設管理者が定める消防計画によって、管理者及び主催者、双方で防火安全対策を確立すると定めている事に基づき届出は省略できるものとします。

届出に必要な図書は、以下の記載がある略図とします。

・会場レイアウトに対象火気器具を使用する露店は色づけし、消火器の配置を示す
・仮設発電機などは容易に触れる事が出来ないよう柵を設置する
・避難誘導の動線を示す

後段の【参考資料】安全チェック、露店配置例も参照し、関係者に対する指導をお願いします。

≪屋内で対象火気器具等を使用する催しの届出について≫

屋内については、防火対象物として防火管理に規定がある事から、用途に応じて「催物開催届出」及び「火災予防条例第 23 条第 1 項ただし書き」に定める申請を行うこととします。

≪指定催しについて≫

屋外で行う祭礼、縁日、花火大会、展示その他の多数の者の集合する催しのうち、①大規規模な催しが開催可能な公園など②火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあと認めるもの③露店の出店数について、消防局長が別に定める要件に該当する場合は「指定催し」として指定しています。

・消防局長定める要件
☛主催する者が出店を認める露店等の数が50店舗を超えるもの
☛開催する場所が、奥武山運動公園又は那覇新港内
・指定されている催し
☛那覇ハーリー
☛沖縄の産業まつり

☛沖縄花と食のフェスティバル
☛那覇大綱挽きまつり

≪指定催しの主催者が実施すること≫

・防火担当者を定める（資格など不要）
・火災予防上必要な業務に関する計画の作成し、当該計画に基づく業務を行わせる
・作成した安全計画書を、開催する１４日前までに消防署に提出する
・露店等の開設届出書を消防署に提出する
※露店等の開設届出は、個々の露店主がそれぞれ消防署に届出を行うとになっていますが、防火安全対策は、個々の露店等のほかに、催し全体の安全対策が重要です。このため、露店等を開設届出書は、各露店を取りまとめる又は火災予防業務計画に露店開設届出を提出する際に必要となる事項を明記するなどして下さい。
※火災予防業務計画を届出なかった場合は、主催者に対し火災予防条例第 65 条に規定する罰則が適用されます。

【参考資料】

露店等の出店に伴う安全チェック

１．露店等の設置

□　緊急車両等の通行を妨げていないか。(幅員約４ｍ・設営高３ｍ　以上)

□　緊急時の避難経路を確認したか。（災害時の避難経路を複数確認する）

□　ﾃﾝﾄ・ﾊﾟﾗｿﾙ等の強風対策は良いか。（砂袋・杭・重り・固定物等への固定等）

□　電気配線等の管理は良いか。

２．消火器の設置

□　消火器の設置は良いか。（火気等の近くは避け、取りやすい位置に設置）

□　消火器の取り扱いは大丈夫か。

　□　消火器に腐食等が無いか点検したか。

３．火気使用設備の使用

□　設置状態は良いか。（不燃性の台で安定した状態で使用しているか）

□　周囲に可燃物は無いか。（周囲 15cm 以上、上方 100cm 以上離す）

□　周囲の整理・整頓及び清掃は十分か。

□　風除けは不燃材料を使用しているか。

□　火気器具の事前点検は済んだか。

４．電気器具・配線

□　たこ足配線はせず、適格容量で使用しているか。

□　コンセント部分に水がかからない対策を行っているか。

□　電気配線が重量物に挟まれていないか。

５．プロパンガスボンベの使用

□　転倒防止は取られているか。

□　直射日光を避け、通気性のよい場所に設置されているか。

□　火気から２ｍ以上離れているか、又は、不燃材で遮へいしているか。

□　使用しない時は、バルブを閉鎖しているか。

□　ゴムホースの接続は十分か。

□　ゴムホースは適正な長さで使用しているか。

□　ゴムホースにひび割れ及び劣化等が無いか。

６．発電機使用の使用

□　風通しの良い、平らな場所に設置し、関係者以外は近づけない用にしているか。

□　火気から２ｍ以上離れているか、又は、不燃材で遮へいしているか。

□　機器が振動等により設置場所から動かないように措置しているか。

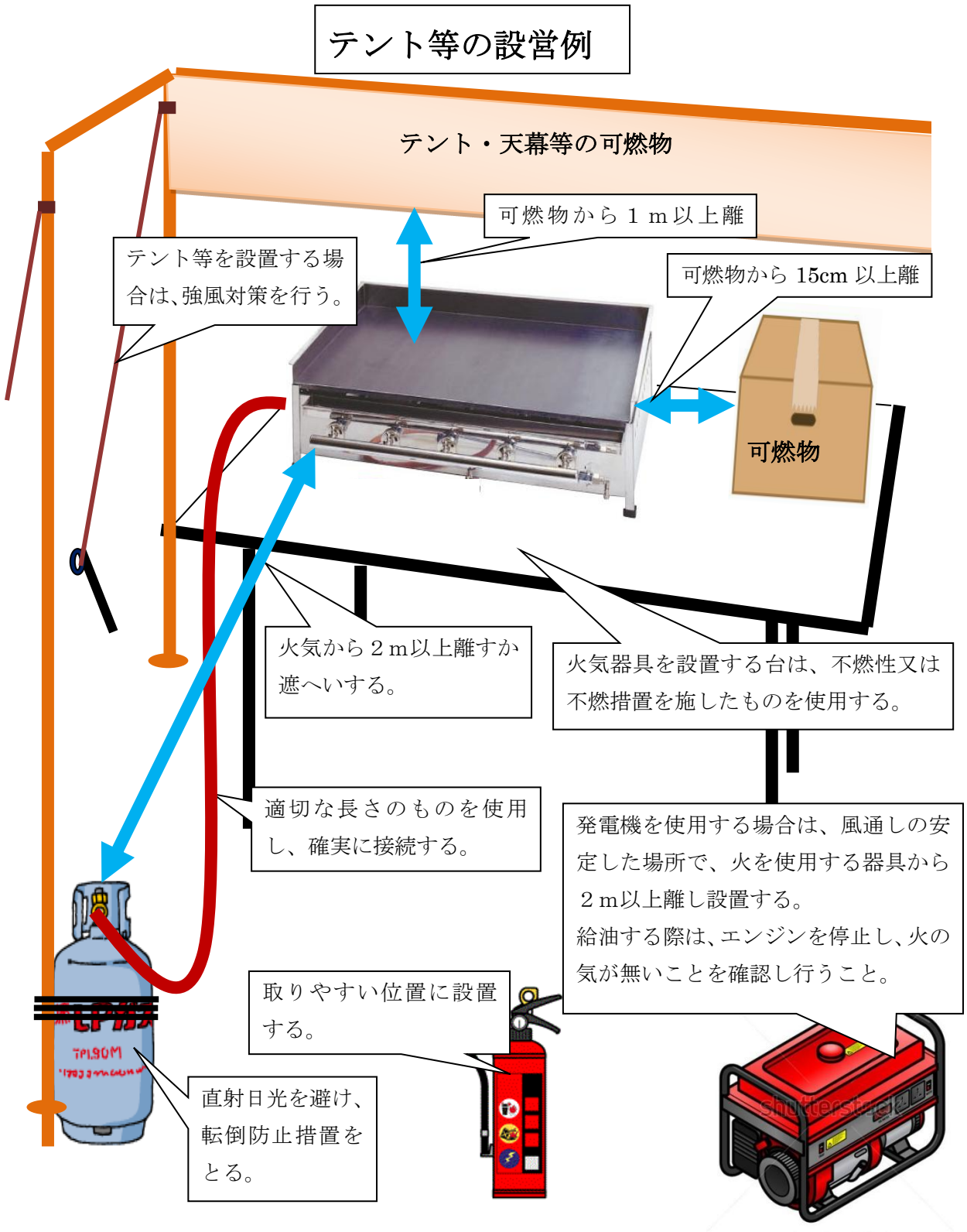
・燃料を補給する時は、エンジンを停止することを徹底する。

・設置周辺に可燃物を置かないこと。

・予備燃料を持ち込む場合には、火気から２ｍ以上離し、直射日光を避け燃料容器の温度が上がらない風通しの良い場所に置くこと。

・燃料補給時には、燃料缶のエアー抜きを必ず行うこと。

≪ 露店等の安全対策（設置例）≫



〇粉末ＡＢＣ消火器の使い方

火災時に適切に取り扱えるよう訓練しましょう。



注意点

① 燃え上がる炎や煙に惑わされず、放射距離を考えて安全なところまで近づき消火する。（約２ｍ～３ｍ）

② 消火器の放射時間は、約１５秒から１８秒程度です。慌てず、落ち着いて噴射。

③ 火元を目がけて噴射。ただし天ぷら油火災等は、放射圧力により火炎が返ってきたり油が飛び散り危険です、いったん壁などに当て圧を落としてから火元へ噴射する。

④ 消火器でいったん消した後、もう一度水をかけて完全に消火する。

緊急時連絡先

〇〇まつり警備本部　TEL　123-1234

救 護 所　TEL　123-1478

火災・地震等の災害時の対応

イベント開催時に万が一火災・地震等の災害が発生したら、皆さまのご協力が必要です。

火災・地震等が発生したら次の行動を行ってください。

災害時全般

１．　火災・地震等が発生したら、二次災害を防止するため、出火場所およびその他の場所においても火の使用を禁止する。

２．　火災・地震等の災害発生時には、祭り関係者等の全ての者が協力し、消火、避難、救助、救護を行う。

３．　災害時には、警備本部へ災害の状況を報告し、指示を仰ぐ。

４．　災害時には、非常放送で火災の発生場所・火災の状況・避難指示・避難経路等の指示を行います。

火災を起こした場合

１．　周囲の者に火が出たことを大声で知らせ、応援及び避難を促す。

２．　準備している消火器で消火活動を行う。

３．　警備本部へ通報する。

４．　消火活動時、危険を感じたら避難を優先する。

５．　周辺の危険物及び可燃物を除去する。

６．　周辺の者に避難するよう呼びかける。又は避難を誘導する。

７．　けが人を確保し、救護所又は安全な場所へ搬送する。

消火活動の応援を求められた場合

１．　使用している火を止め、ガスの元栓を閉める。

２．　準備した消火器を持って出火場所へ向かう。

３．　消火活動時、危険を感じたら避難を優先する。

４．　周辺の避難誘導を行う。

爆発事故

１．　使用している火を止め、ガスの元栓を閉める。

２．　出火していたら消火活動を行う。

３．　祭り警備本部へ通報する。
４．　けが人を確保し、救護所又は安全な場所へ搬送する。

地震発生時

１．　身の安全を確保する。
２．　使用しているコンロ等の器具を全て止める。
３．　発電機を停止する。
４．　建物や崩壊の恐れのある場所から離れ、安全な場所へ移動する。
５．　津波の恐れがあるので、非常放送またはラジオ等で情報をとる。

救護（応急処置）

１．　けが人が発生したら、救護所へ連絡し搬送する。
２．　けが人に応急処置が必要な場合には、応急処置を実施する。
３．　大規模な地震が発生した場合、多数のけが人が発生することが想定されます。関係者全員で協力し救護活動を行う。

図８　心臓マッサージ（胸骨圧迫）

倒れている人の胸の真ん中に手のひらの根元の部分を重ねて乗せ、肘を伸ばしたまま真上から強く（胸が５センチ以上沈むまで）押してください。圧迫を繰り返すとき、手を胸から離さないでください

